

社会福祉法人新座市社会福祉協議会役員、非常勤職務者及び事務局  
職員の旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の「定款第18条に規定する役員」（以下、「役員」という。）及び社協「非常勤職務者の費用弁償に関する規程第2条に規定する非常勤職務者」（以下、「役職の者」という。）並びに命令権者の特命により関係住民の団体員または個人（以下、「特命によるもの」という。）の出張旅費及び事務局職員の旅費について定める。

(出張旅費)

第2条 役職の者及び特命による者が、会議、研修、その他公務のための旅行（以下、「出張」という。）するときは、別に定めるもののほか、この規定の定めるところにより旅費を支給する。

2 職員が、前項に規定する公務により出張するときは、この規定の定めによるほか、新座市職員の旅費に関する条例及び新座市職員の旅費に関する規則（以下、「旅費に関する条例及び規則」という。）の例により旅費を支給する。

(管外出張の区分)

第3条 役職の者及び特命による者に支給する管外出張の旅費は事務局所在地を出張起点とした、次の区分の定めるところによる。

(1) 交通費

鉄道、船舶、バスの乗車、船券の乗車船賃が2階級となっている場合は、上位運賃の利用とする。特急券、座席指定券、新幹線の利用は、鉄道・航路の距離片道100キロメートル以上に及ぶ場合、または命令権者が必要と認めた場合に限る。航空機の利用は、遠距離に及ぶ国内出張又は外国出張であって、命令権者が、その利用を必要と認めた場合に限る。

(2) 宿泊料

宿泊料は、出張用務が宿泊を要するものと命令権者が認めた宿泊の場合とする。会議・研修会等の応召出張で（以下、「応召出張」という。）その主催者より宿泊料を含めた会費の徴収があった場合の宿泊料（以下、「会費による宿泊」という。）は、除くものとし、又主催者より宿泊場所の指定があった場合（以下、「指定による宿泊」という。）は、その宿泊料実費とする。

(3) 日当

日当の額は、別表の定額による。また、役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程第10条により、事務局職員においては、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域に出張する場合（宿泊を伴わない場合に限る。）における日当は、支給しない。

（管内出張の区分）

第4条 役職の者及び特命による者に支給する管内出張の旅費は、前条に規定する管外出張の区分に準ずる。

（出張の範囲）

第5条 前条に規定する管内出張の範囲は、定例又は臨時に開催される役員会及び評議員会、大会、行事等に出席する場合を除くものとする。

2 出張用務が、管内、外から管外、内に及ぶときは、管外出張と見做す。

（旅費の支給額）

第6条 この規程の第3条、及び第4条に規定する、区分による旅費の支給額は別表のとおりとする。

（出張命令）

第7条 出張命令は、その命令権者又は、その委任を受けた者（以下、「命令権者」という。）が行う。

2 前項に規定する出張命令は、出張しようとする者が所要事項を記載した出張命令簿により、命令権者の決裁するところによる。

（概算払い）

第8条 命令権者が必要と認めるときは、旅費の概算払いを行うことができる。

（精算払い）

第9条 前条の規定により旅費の概算払い又は出張者が立替払いを行った場合は、速やかに当該旅費の精算又は精算払いを行わなければならない。

（出張処務）

第10条 この規定に定める旅費に関する処務については、旅費に関する条例及び規則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

2 この規程の施行日以前の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

2 改正後の役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張

については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日より施行する。
- 2 改正後の役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2 改正後の役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

区 分	鉄道	船賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
役員等	実費	実費	実費	Km当たり 37円	2,000円	一夜につき 15,000円
職 員	実費	実費	実費	Km当たり 37円	1,800円	一夜につき 15,000円